7 外 労 働 事

イキリス

福祉改革法案、議会に提

引き締め

強化などが盛り込まれている。

が大きな目的として掲げられて が高いことなどがその理由だ。 壁となってきた。各種給付が異 年からの導入が予定されている。 るよう、単一の基準の下で必要 拡大が常に所得の増加につなが となること、また就労による収 なる給付制度への再申請が必要 定時間以上就労する場合には異 なる基準で支給されること、一 受給者が就労に移行する際の障 政府によれば、現行の諸制度は ル・クレジット」は、二〇一三 を統合した新制度「ユニバーサ このため新たな制度は、就労の に基づく各種の給付を行うこと 人の増加に対して給付の減額率 低所得者向けの給付制度(1

二〇一一年一月号参照)。

一方、障害者に対して追加的な生活費用の補助を行う障害生活手当(2)については、より支給対象を限定した個人自立手当に習を表すの急速な増加と支出額の受給者の急速な増加と支出額の受給者の急速な増加と支出額の増大への懸念から、制度改正が増大への懸念から、制度改正が増大への懸念から、制度改正が増大への懸念から、制度改正が増大への懸念から、制度改正が増大への懸念から、制度改正が

限定する予定だ(4)。 対する手当の支給期間を一年に 労に移行しやすい層(後述)に 止とするなどの罰則強化が盛り ログラム等への参加を怠った 件として義務付けられた支援プ り締まり体制の強化や、受給要 正受給や誤給の防止のための取 算案および一〇月の歳出計画 生活補助手当の受給者のうち就 たりの支給額に週五○○ポンド 込まれている。さらに、世帯あ た)場合に最長三年間の支給停 スから紹介された仕事を断っ に示された改革案に基づき、不 (3)の上限を設けるほか、雇用 (例えばジョブセンター・プラ このほか、昨年中(六月の予

善、うち一○○万世帯以上(八により二七○万世帯の所得が改バーサル・クレジット」の導入の時の推計によれば、「ユニ

五%が最貧層)で週二五ポンドの所得の増加が見込まれ、貧困の所得の増加が見込まれ、貧困をができる。一方、新制度へのとができる。一方、新制度へのとができる。一方、新制度への移行により損失を被るとみられる一七〇万世帯については、移行前の所得額を下回らないよう行前の所得額を下回らないよう行前の所得額を下回らないよう行前の所得額を下回らないよう行前の所得額を下回らないようが、四年後には給付制度全体で五五億ポンドの節約につながると政府は述べている。

一連の制度改革案に対して、 者支援団体などからは、経済も 者支援団体などからは、経済も 雇用も依然として低迷が続く中 でこうした給付削減や条件の厳 格化を行えば、貧困問題の一層 格化を行えば、貧困問題の一層

給者を削减就労困難者向け給付制度の受

就労に必要な能力の有無に焦点者向け給付制度(就労不能給付、者向け給付制度(就労不能給付、受給者を雇用・生活補助手当に受給者を雇用・生活補助手当に受給者を雇用・生活補助手当に受給者を雇用・生活補助手当は、障害など、して、政府は旧来の就労困難の削減を推し進めている。雇用・生活補助手当は、障害など、これらの制度改革と並また、これらの制度改革と並

グループ(手当の受給は認めら づき、申請者を、①就労可能な ち五○万人は就労が可能な層と 制度に移行させる。政府は、 ついては二〇一四年春までに新 めて受給資格を認められた者に 制度の受給者も再審査の上、 者にのみ適用されているが、 年の導入以降、現在は新規申請 条件を判断するもの。二〇〇八 プ(重度の健康上の問題がある) れない)②就労関連活動グルー を当てた「就労能力評価」に基 給者を削減する意向だ。 みており、移行作業を通じて受 在約二〇〇万人いる受給者のう に移行しやすい)③支援グルー プ(健康上の問題が軽度で就労 ―に区分して、受給の可否や 現 改 旧

二○一一年四月からの全国的な再審査の実施に先立ち、試験的な再審査が二○一○年一○月的な再審査が二月に公表された。この結果が二月に公表された。これによれば、旧制度の受給者のうち二九・六%が就労が可能、三一・三%は就労に向けた活動が可能と判断され、就労困難とが可能と判断され、就労困難と認められた者は三九%にとどまっている。

判断されたケースは六%、就労までの申請のうち、就労困難とはより小さい。制度導入後これじて受給資格が認められる比率

に向けた活動が可能と判断されたケースが一六%と合わせてもたケースが一六%と合わせてもずれも約四〇%)で、就労可能と判断されるか、審査途中で申と判断されるか、審査途中で申と利がである。

いった指摘がなされている。 に対する監督を強化すべきと 評価業務を請け負う受託事業者 請者への対応が不足しており、 用は、精神的な問題を抱える申 でも、就労能力評価の現在の運 ケースで審査による判断が覆さ ち四○% (三万五八○○件) の を裁判所に受理されており、う 審査結果を不服とする申し立て 判断された申請者の三三%が、 よれば、これまでに就労可能と しているとの問題が関係者から 受給を却下されるケースが多発 資格を認められるべき申請者が の審査をめぐっては、本来受給 に公表された専門家による答申 た、政府の諮問を受けて一一月 れて受給が認められている。ま 指摘されている。雇用年金省に ただし、雇用・生活補助手当

政府は答申内容を受けて、審査に係る条件の緩和に向けて対策を講じる意向だ。また併せて、策を講じる意向だ。また併せて、策を講じる意向だ。また併せて、策を講じる意向だ。また併せて、策を講じる意向だ。また併せて、衛生サービスなどに一二〇〇万体業の対策のため、既存の産業体業の対策のため、既存の産業がよいでの追加予算を投じるととおい、専門家に対して既存制度

雇用主と政府の負担により手当 こうした休業者に対しては現在、 の改正に関して検討を依頼する。 ○○億ポンドにのぼるという。 れば、経済への損失は年間一〇 が支払われているが、政府によ

2. 六五歳未満を対象に、介護を要 1.所得補助、所得調査制求職者手当 就労税額控除、児童税額控除およ 雇用・生活補助手当(所得連動)、

3. カップルまたは一人親の場合。 単身世帯の場合は週三五○ポンド き、週当たり約一二〇ポンドまで する度合いと移動の困難さに基づ

そのなかでも焦点となってい

 4. なお、一○月の歳出計画では、 就労世帯の税引き後所得額の中央 されていたが、実施されないこと 対して住宅給付を減額する案が示 失業期間が一年を超える失業者に 値に基づく。

Department for Work and Pensions, Management, TUC 各ウェブサイト BBC, The Guardian, People and Skills, UK Parliament, CIPD, Department for Business, Innovation

(国際研究部)

アメリカ

ベルでも共和党が大きく躍進し では、中央のみならず州政府レ 公務員労組の団体交渉 法案が全米規模の対立へ 権、争議権に対する制限 二〇一〇年一一月の中間選挙

> 和党が民主党から多数派を奪っ た州も珍しくない。

のフロリダなど複数の州で、公 西部諸州、北東部のニューハン ミシガン、オハイオといった中 ウィスコンシン、インディアナ、 きな混乱を招いている。 などを制限する法案が二月に 務員労組の団体交渉権、争議権 プシャー、西部のネバダ、南部 入って共和党から提案され、 このような政権移行の結果 大

前広場を埋め尽くした。 超える支援者が集まり、 た。マジソン市の人口は二三万 のある州都マジソン市に集結し 関係者とその支援者は、議事堂 共和党に独占され、法案審議は るのがウィスコンシン州である 人にすぎない。そこに七万人を 上院、下院、州知事のすべてが 上院での採決を残すのみである。 法案可決に反対する労働組合

声明を出すなど混迷が深まって う事態になっている。その州警 議員が行方を隠し、州知事が州 察も労働組合に組織化されてお 警察に議員の捜索を命じるとい し、法案に反対する民主党上院 員定数がある。その制度を利用 法案採決には、必要な出席議 組合代表が知事を非難する

団体交渉権、争議権の制限

州で審議されている法案は、 ウィスコンシン、オハイオ両 州

た。州議会上院、下院双方で共

財政赤字の削減を掲げる。そこ イントは次の七つである。 団体交渉権、争議権に関するポ いる法案のうち、公務員労組の ウィスコンシン州で審議されて 検討されているのだろうか。 事態はその方向へ進んでいない かが論点となると思われるが、 労組が協力できれば、団体交渉 のため、財政赤字削減に公務員 争議権の制限が伴っている。そ に、公務員労組の団体交渉権、 それでは、どのような制限が 争議権の制限が撤回できる

賃上げは消費者物価指数上昇 団体交渉を賃金のみに制限

内に留める

要とする 消費者物価指数を上回る賃上 げは住民投票による賛成を必

労働協約の期限は一年単位と 賃上げは凍結される し、新協約が締結されるまで

団体交渉単位として認定を受 ていることを示す を毎年行って過半数を獲得し けるために組合員による投票

組合費チェックオフ制度を廃

組合員は組合費を任意に支払 えるように(任意に支払わな くてもよいように) する

スコンシン州立大学教育関係者 護労働者、家庭保育労働者、ウィ 組合に対する規制には、在宅介 これ以外に行われている労働

ショップ制を禁じることにあり、 この法案の意図はユニオン としている。 南部を中心に全米二三州で州法 T-TO-WORK法案である。 大している。それがRIGH に対する攻撃は民間部門にも拡 公務員労組のみならず、労組

由を獲得できるとする(1)。 ば、労働者は組合に入らない自 共和党はこの法案が成立すれ

組合に加盟しないフリーライ 側の利益である。さらに、ユニ 個人のためではなくむしろ経営 組合に入らない自由は、労働者 オンショップを禁じられれば、 として労働組合を捉えるならば、 ある労働者個人を保護するもの 使用者側に対して弱い立場に

ウィスコンシン大学付属病院の 影響を受ける労働者数はおよそ 奪することが織り込まれている。 従業員などから団体交渉権を剥 七万五〇〇〇人である。

療保険、年金などを交渉事項か 体交渉を賃金のみに限定して医 審議中である。その内容は、 オハイオ州でも同様の法案が 4

が影響を受ける。 およそ九万七〇〇〇人の労働者 は解雇される。オハイオ州では、 ば、争議行為に参加した労働者 などである。法案が可決されれ ら除く、争議行為を違法とする。 RIGHT-TO-WORK

の批判は次の通りである。 これに対する労働組合側から

> 基盤の弱体化につながる。 ダーを認めることになり、

シャー州、インディアナ州など とを織り込んでいる。 の罰金もしくは禁固刑を課すこ を行った者に対する千ドル以下 ないように説得する自由を使用 オフ禁止や従業員に組合に入ら で現在、審議中である。ニュー 者に与えること、また法令違反 ハンプシャー州では、チェック この法案はニューハンプ

可決される可能性は低いとみら れている。 が可決される見込みは低い。イ を得られないことから、同法案 が民主党出身であり、拒否権を ンディアナ州でも同様に法案が 無効にする三分の二以上の賛成 しかし、拒否権を持つ州知事

変え、労働組合に組織化されて 労働組合支持者がおり、 が法案の目的である。しかし、 いない企業に門戸を拡げること 条件となっている。この制度を が審議されている。現在は公共 民主党だけでなく共和党内にも に組織化されていることが必要 工事の入札にあたり、労働組合 工事入札条件緩和に関する法案 一方、ミシガン州では、公共 成立は

権利制限の理由

字削減策として、人件費を総額 の財政赤字を予測する。この赤 ―一三年の二年間で三五億ドル ウィスコンシン州は二〇一二

提案している。 で三億ドル以上削減することを

ドルの州財政赤字解消を理由 を制限することになっている。 とともに、団体交渉権と争議権 減するというものである。それ 担を増額し、州政府負担分を削 療保険掛金に振り向けて自己負 八%を年金へ、一二・六%を医 オハイオ州でも同様に八○億 その内訳は、給与のうち五

の見返りとして団体交渉権、争 求めたのである。しかし、共和 議権への制限を撤廃する修正を け入れる妥協案を申し出た。そ および民主党は人件費削減を受 党はこの修正案を拒否した。 オハイオ州の公務員労組は、 ウィスコンシン州の労働組合

は見つけることはできない。 争議権の制限に直接の因果関係 財政赤字の削減と団体交渉権 ないのである。現状ではもはや、 争議権に対する制限を取り下げ で譲歩を示しているにもかかわ らず、共和党側は団体交渉権、 この背景として、そもそも法 つまり、労働組合側が財政面

> のではなく、全米規模で展開さ がその施策だった(2)。 る職員の雇用維持や公共サービ そのものを排除する考えに至っ るという。そのため、労働組合 労働組合に反対された経験があ キー・カウンティの役員をして ン州のスコット・ウォーカー れているところに特徴がある スコンシン州という局地的なも スの民営化による経費削減など たという。週労働時間短縮によ いたが、そこで提案した施策が しかし、今回の問題は、ウィ はかつて同州のミルウォー

労働組合に対する批判の焦点

assault on unions, Financial governor evokes hero Regan in という意図がある(Wisconsir 廃し、柔軟に労働力を活用する 組合の有する権利に制限を加え 批判する。この背景には、労働 悪をもたらすものでしかないと の他にやることがなくなり、害 の結果、公務員労組は政治活動 なくなったと主張している。そ 取るに足らないものであるとす 費が州財政赤字に与える影響は の論説記事では公務員労組人件 代社会の求める効率性に適合し る。それよりもむしろ、団体交 ル・タイムズ紙の二月二七日付 て、硬直的なワークルールを撤 この点に関し、フィナンシャ 職業訓練などの仕組みが現

のうち一億ドルの削減に協力し 保険給付を二億五〇〇〇万ドル ている。○九年には必要な医療 すでに人件費削減で譲歩してき

争議権を行使したことがない。 た。また、二七年間にわたって

Times, Feb 27)° しかしながら、このような労

> ら始まったことはこのような批 働組合に対する攻撃が中西部か 判とは別の意味を持つ。

努力を続けてきた。 向上において経営側に協力する 部門の労働組合は生産性や品質 営不振から脱却するため、 労働組合組織率が全米の中で比 較的高い。八○年代に陥った経 製造業を基盤とする中西部は 民間

組みを行なった事例だったので る実験を行ってきた。ウィスコ えたパートナーシップを構築す の協力関係を基盤に、政府を加 代社会の効率性に対応する取り ンシン州は、労働組合が自ら現 公務部門は、このような労使

スコンシン・モデルとして他州 な意味を持つだろう。 体に与える影響において象徴的 ことに成功すれば、労働運動全 の場所で、大きな打撃を加える 進的な取り組みを行うまさにそ 会に適合することを目指して先 に移転されるようになっている。 ら取り組んできた。これは、ウィ モデルの構築に八○年代後半か 職業訓練において政府、労働組 ンシン州立大学は、雇用創出、 同盟産業組合会議)とウィスコ このように労働組合が現代社 AFL-CIO (全米労働総 使用者が協力して取り組む

る保守強硬派と〇八年大統領候 はティーパーティーを中心とす ベラル派の対立がある。共和党 もう一つの争点に保守派とリ

り除くことにあるとする指摘が

案の意図が労働組合の存在を取

ある。たとえば、ウィスコンシ

補マケイン上院議員を中心とす 険改革に批判的であるとともに 派はオバマ政権が行った医療保 る保守穏健派に分かれる。強硬 る団体として攻撃している。 労働組合に対しても既得権を守

ていた。 保険改革に強い支持を打ち出 邦下院議員銃撃事件で頂点を迎 州トゥーソンで起きた民主党連 えた。銃撃を受けた議員は医療 この争点は、一月にテキサス

る医療保険改革派に対する攻撃 が犯行の大きな原因になったと メディアは、保守強硬派によ

導権が移ったとメディアは報道 り、対話を強調する穏健派に主 していた。 攻撃一辺倒の手法に批判が集ま きっかけとして、 そのため、この銃撃事件を 強硬派による

年大統領選挙に向けた共和党に こした一つの理由として、一二 回の法案提出である。 が向かったという指摘である 割合を占めるために攻撃の矛先 その中でも公務員労組が大きな たという指摘がある。民主党最 よる民主党勢力減衰策が始まっ 大の支持基盤は労働組合であり、 このような情勢変化を引き起 その矢先に起こったの が、

論点もある。 と公務員労組との連携に対する 近年のリビングウェッジ運動

リビングウェッジ運動は、

最

オバマ大統領やソリス

低賃金水準では人間らしい生活 あたり、 げるものである。これが、コス 働く従業員の賃金水準を引き上 公契約を結ぶ際に契約先企業で ができないとして、地方政府が ト削減や労働力の柔軟な運用に 足かせとなる可能性が

離れ、広範な社会的支持を失い みを追求することで、社会的弱 か、という問題がある。労働組 労働者を代表しているのかどう という視点である。 者を含めた非組合員の意識から 合が自らの組合員利益の達成の 別の視点からは、労働組合が

対立の行方

合っていない。 表面的には両者の争点がかみ として反発するといった具合に、 限は公民権に対する侵害である ともに団体交渉権、争議権の制 非難する一方、労働組合側は人 原因として公務員労組の存在を 件費削減に妥協案を提示すると 共和党は州財政赤字の主要な

今

組合を支援するため、全米から ソン市に集結している。 などがウィスコンシン州都マジ とのスローガンを掲げる。労働 題として、北アフリカで進んで 活動家、ロックミュージシャン 労働組合員、宗教活動家、人権 いる民主化運動と照らし合わせ、 [「]カイロからウィスコンシンへ」 労働組合側は自由と人権の問

だとして非難声明を出した。 労働長官は反労働組合的な法案 この件についてマサチュー

はさらに悪化し、より非効率で、 セッツ工科大学(MIT)コー より対立を招くだろう」とコメ て言うとおりにさせれば、事態 ントしている(4)。 ハン教授は、「ハンマーでたたい

口が見えない状態が続いている。 現在のところ対話と解決への糸 政治的対立の問題も結びつき

- New Hampshir House Approves Right-to-Work Bill
- 2. Wisconsin Governor Shows No Report, Feb.22, 2011 Concessionary Offer, Daily Labor Signs Of Compromise Despite
- ຕ Wisconsin Governor Shows No Signs Of Compromise Despite Report, Feb.22, 2011 Concessionary Offer, Daily Labor
- 4. AWOL Senators Prevent Further Feb.18, 2011 Bargaining Bill ,Daily Labor Report Action On Wisconsin's Collective

- Controversial Collective Bargaining Bili Feb.17, 2011 Abandon Capitol, Daily Labor Report Halted In Wisconsin as democrats
- Democrats Jeopardize Right-to-Work Bil Feb.22, 2011 Sparks Rally, Daily Labor Report In Indiana; Michigan GOP Move
- Faborable Public View of Unions Up Report, Feb.17, 2011 Same Leve as 1985, Daily Labor Slightly From Year Ago; At About
- New Hampshir House Approves Right-to-Labor Report, Feb.22, 2011 Work Bill Opposed by Governor, Daily

- Ohio Workers Under Attack, Unions Say Rights, Daily Labor Report, Feb.11 From Bill to Cut Collective Bargaining
- Ohio Panel Weighing Revisions to Bargaining Rights, Daily Labor Report Measure Curbing Public Worker's
- Union Demonstrators Target Ohic Worker Bargaining ,Daily Labor Statehouse; Oppose Bill to Gut Public Report, Feb.22, 2011
- Wages, Rate of Employer Benefits Lowe In Rights-to-Work States, EP Concludes, Daily Labor Report, Feb. 17
- Wisconsin's Collective Bargaining Bil 51-17 Approval ,Daily Labor Report Goes To Senate After Assembly's
- Wisconsin Governor Shows No Signs Of Wisconsin Assembly Expected to Act Or Controversial Labor Relations Bill, Daily Labor Report, Feb.24, 2011
- Wisconsin Poised to Enact Lesislation Compromise Despite Concessionary Rights, Daily Labor Report, Feb. 16 rolling Back Public Sector Bargaining Offer, Daily Labor Report, Feb. 22, 201

(国際研究部 山崎 憲

年者の八割以上が就業― 契約終了から三年後に若 見習訓練制度に関する追

了した者のうち六一%が訓練終 に関する追跡調査報告によると 一○○四年に見習訓練契約が終 **DARES**(フランス調査統 |局)が発表した見習訓練制度

> らかとなった。 の八六%に達していたことが明 (二〇〇七年時点)の就業率は 訓練を受けた企業に就職した者 見習訓練契約を終了した者全体 が過半数を占め、また、三年後 了時に職を得ていた。そのうち、

ら支援を受ける。 を免除されるなど地域圏や国か 受け入れる企業側も社会保険料 て異なる。一方、見習訓練生を 契約開始からの経過期間に応じ される。報酬は年齢と見習訓練 が適用され、期間中給与が支給 また、見習訓練生には労働契約 了後は職業教育や技術教育の資 の両面から訓練を受け、訓練修 契約し、契約期間中理論と実践 雇用契約。見習訓練生は企業と 企業内での職業訓練や職業訓練 ら二五歳の若年層を対象とし、 d'apprentissage) は、一六歳か を高めることを目的とする特殊 機関での研修を通じて職業能力 見習訓練契約 技師証書などが与えられる。 (Contrats

とした特別奨励金措置がとられ 従業員五○人未満の企業を対象 員一一人以上の企業を対象とし 受入企業への支援として、従業 用対策(1)の一環として、見習 表された若年者のための緊急雇 ター設立以来、見習訓練制度の 訓練生の雇用増大が図られた。 最近では、二○○九年四月に発 法的枠組は度々見直されてきた 一九七一年の見習訓練セン 「見習訓練ゼロ負担」措置と

習訓練を実施している。

ア以上の訓練を受けて終了して 性の方が男性より高い傾向があ 事に早く就く傾向が見られる。 分野は管理サービスで、バカロ 位レベルに占める割合が大きい の者は二二%を超えていた。上 ア一二年以上(レベルⅢ以上) ベルが上昇を続けている。二〇 たが、近年は取得目標資格のレ CAP(職業教育修了免状—職 契約の対象となるのは、BEP 近の傾向である。従来見習訓練 習訓練契約締結者に、バカロレ また、資格レベルに関しては女 ルの見習訓練生より安定した仕 ベルの見習訓練生は、低位レベ サービスとなっている。上位レ 食品関連産業、保健、個人向け ベルV以下)であり、バカロレ がBEP・CAPレベル以下(レ 業適性証)レベルの訓練であっ に相当) が増加しているのも最 つ者(大学の一般教養課程修了 ア一二年以上の学業修了証を持 る。女性では六○%がバカロ レア以下のレベルの中心は建設 ○四年には見習訓練生の五二%

八〇〇〇人を超える若年者が見 二〇〇九年六月から二〇一〇年 た(2)。これらの措置により、 八年にはフランス全土で四二万 訓練契約が締結された。二〇〇 六月の間に三二万件の新規見習

見習訓練生の高学歴化

以前は低学歴者が多かった見

四二%にとどまっている。 見習訓練受入企業は中小が多

るが、建設業の見習訓練生は主 著である。 に多いなど性別による違いが顕 理サービス、商業、保険は女性 訓練の専門分野については、男 習訓練生の七○%を占めていた あり、二〇〇四年に終了した見 た、見習訓練生の多くは男性で ルV)の若者となっている。ま にレベルBEP・CAP(レベ ロレア一二年(レベルⅢ)であ 見習訓練生大半のレベルはバカ クターと農業セクターにおける ル・外食産業であった。工業セ を主たる業務とする企業で受け 習訓練を受け、二〇%が建設、 者の約六○%が第三次産業で見 と答え、七八%が従業員五〇人 四年に見習訓練契約が終了した 模は中小の場合が多い。二〇〇 性は建設業と製造業が多く、 入れられ、そのうち八%がホテ 未満の企業と答えている。若年 ○人未満の企業で訓練を受けた 若年者の五○%以上が従業員一 一四%が製造業で受けている。 とくに、三二%がサービス業 見習訓練契約を結ぶ企業の規

見習訓練契約終了後三年で就 業率は大きく上昇

四年)に就業していた若年者の 見習訓練契約終了時(二〇〇 五二%がCDI (無期雇

いるが、男性における同比率は

働であった

(図表1)。

また、

見習訓練終了後の三年間に就業 している若年者の比率は大幅に

用契約)、

二〇% が C D D

有

了

時

0

一四%から三年

-後に

による違いが非常に大きい。

訓

濯用

契約

七%が派遣

○%と半分以上減少している

見習訓練契約を終了した若年者の就業状況 図表1

					単位・%
的終了時(2004年)			3年後(2007年)		
	全体	うちレベルV以下		全体	うちレベルV以下
約)	52	54	CDI(無期雇用契約)	65	56
約)	20	15	CDD(有期雇用契約)	11	13
	17	21	派遣	8	13
	3	3	熟練化契約	2	2
	2	2	自営	4	3
	1	1	援助付き契約	4	4

その他の就業

3年後 (2007年)

見習訓練契約終了者の就業状況

6

86%

資料出所:Céreq(資格取得調査研究センター) 2004年世代調査

図表2

契約終了時(2004年)

5

4

15%

24%

■前業 ■求職中 口非労働力

CDI(無期雇用契約

CDD(有期雇用契約

派遣

自営

熟練化契約

援助付き契約

その他の就業

職中の若年者の比率は、 昇した は六一%であっ (図表2)。 見習訓練契約終了時に たものが三年後 |五ポイント上 同時期に求

契約終

四 映したものと言えるが、二○○ の参入が漸進的である状況を反 働 0) このような若年見習訓練生の |市場情勢が改善したこともそ 年 市場での状況改善は、 因であると考えられる(3) ·から二〇〇七年にかけて労 若年者

> 平均約三カ月 訓練を終えた見習訓練生が最 の仕事に就くまでの期間は

ずに同等レベルの訓練を受けた 若年者では であり、 見習訓練契約終了から三カ月弱 (図表3)。 最初の就職までの平均期間 見習訓練制度を利用せ 四 しかし、 |カ月強 労働市 であ いった

場 ずか一・八カ月である 練レベルVbisの見習訓練生 仕事に就くまでの平均期間はわ は六・五カ月であった。 か では見習訓練終了後五・一カ月 レベルⅢの見習訓練生は最初の か かり、 った同レベルの若年者の場合 見習訓練を利用しな 一方、

練を利用しなかった同レベル カ月)。 若年者は三・ (見習訓

二人に一人以上 見習訓練生の 四 0

の場合も、

見習訓練を利用しな

は一三〇〇ユーロ。

見習訓練生

了した若年者の平均手取り月給

かった同レベルの若年者の場合

性も考えられる。

見習訓練を終

平均してサービス業では低

セクターによる差異が大きく、

ŧ

初任給の給与は企業の産業

ル

のアクセス状況は訓練レベ

資料出所: Cérea (資格取得調査研究センター) 2004年世代調査

図表3 訓練レベル別最初の仕事に就くまでの平均期間(月)

61%

単位:月

H44+ 0/

8

	見習訓練生	見習訓練制度を利用しなかった同レベルの 若年者*
レベル	3.1	3.9
レベルII	1.9	3.2
レベルIII	1.8	3.4
レベルIV	1.7	3.9
レベルV	3.0	5.8
レベルV Bis	5.1	6.5
全体	2.9	4.4

*2003 ~ 2004年に同等レベルの若年者:見習訓練生と同じ訓練(クラスおよび専門分野)を受けて同じ免状を 取得したが、見習訓練制度は利用しなかった個人群。学校教育に同等のものがない見習訓練はこのグルーフ に入れることはできない。

範囲:2004年の学業終了者

資料出所:Céreq(資格取得調査研究センター)2004年世代調査

いる。 五%はやはり建 で働いていた見 見習訓練契約期 多 事に就く場合が ターで最初の タ 実 見習訓練契約を い見習訓練生は 時に受入企業で ターで就業して 以 き、 最 クターの企業で が の仕事 () 上が工業セク 中に建設企業 ーに近いセク 用されていな 初の仕事に就 サービス・セ セクター 訓 施 四人に一人 練 し 例えば、 契約終了 たセ 生 0) · で 最 六 仕 ク

の安定性と就業継続の状況は多 活三年目の終わりまでの、 見習訓練契約終了から職業生 就業

様である。

二〇〇四年からご

見習訓練生の就業継続状況は

年者の五四%を受け入れていた。 用されているが、従業員一〇人 が従業員一〇人未満の企業で雇 訓練を終了した若年者の四 け入れていたにすぎない。見習 訓練契約の若年者の二二一%を受 従業員五○人以上の企業は見習 様である。 する企業の規模はそれよりも多 であり、 製造業では高い。 未満の企業は見習訓練契約の若 ○%が最初の仕事を従業員五○ 人以上の企業で見つけているが ほとんどが従業員五○人未満 見習訓練生を受け入れる企業 見習訓練終了者を採用 見習訓練終了者の三

でフル られたパートタイムという可能 者の六○%が労働時間を増やし 契約終了時に初めて就いた仕事 たいと考えていた。これは強 ートタイム就業している若年 若年者の九五%が、 タイム就業している。 見習訓練

同レベルの若年者は二二カ月就 化している。二○○四年の学業 平均して就業状態は二回以上変 から無就業状態へ移行するなど 半分が企業を変わり、就業状態 は二五カ月である。 業したが、見習訓練生はそれを 見習訓練制度を利用しなかった 終了から二〇〇七年春までに、 ○七年までの間、見習訓練生の 上回る二八カ月間就業していた。 一〇〇四年の学業終了者全体で

期間が長い傾向がある。見習訓 年者の方が就業状況の変化が激 最低レベルでは一六カ月と幅が 月数は、最高レベルで二四カ月 練を受けた若年者の場合、就業 練制度を利用しないで同等の訓 生は他の見習訓練生よりも失業 とくに、このレベルの見習訓練 しいという傾向が明らかである。 は二九カ月と、低位レベルの若 最低レベルの見習訓練生が二三 カ月、最高レベルの見習訓練生 この平均就業期間については

らない。見習訓練生と受入企業 度を利用することが即戦力にな を利用しなかった者より低い 度を利用した者が見習訓練制度 練を受けた比率は、見習訓練制 企業への就職時に最初の導入訓 との間における完全には把握で るという結論を導くまでには至 この差異をもって、見習訓練制 「者全体では二○%)。しかし (見習訓練生は一七%、学業終 就業している若年者のうち、

> るからである。 可能性も考慮に入れる必要があ きない要素との因果関係がある

1.JILPT海外労働情報二○○ 対策、一三億ユーロの新プラン』 九年六月フランス『若年者の雇用

2. 二〇〇九年六月一五日のデクレ 第二〇〇九―六九三号および第二 ○○九—六九五号

3. 二〇〇四年、若年者が労働市場 率は一ポイント低下している。 ○○四年から二○○七年にかけて はあまりよくなかった。その後一 に参入した当時、少なくとも景気 ILO定義での二五歳未満の失業

【参考資料】

Céreq (資格取得調査研究センター) Dares Analyses (Dares アナリーズ) 二〇〇四年世代調査 Novembre2010 n° 077

国際研究部

ドイツ

ゲン社と合意 賃上げでフォルクスワー ーGメタル、三・二%の

は、二月から四月までの間に従 の一六カ月間である。今後VW 間は二〇一二年五月三一日まで 二%の賃上げに合意したと発表 ワーゲン社)と交渉の結果、三・ 車会社であるVW(フォルクス した。新しい賃金協約の有効期 は二月八日、欧州最大級の自動 IGメタル(金属産業労組

> 月一日から実施する予定。新し た上で、三・二%の賃上げを五 従業員が対象となる。 社等に適用され、約一○万人の い協約は同社の国内工場と子会 ストライキ回避の思惑も IGメタルは当初六%の賃上

下限とする一時金を提示してい 九%の賃上げと三〇〇ユーロを げを求めており、一方VWは二・

いというVW側の思惑もあり、 背景に、ストライキを回避した Welle) によると、好調な販売 三回目の交渉で今回の妥結にい 実績と新興市場での需要急増を 現 地 の報 道(Deutsche

だったほか、インドでは一○倍 いる。特に中国を含むアジア・ 年同月比で一六・五%増加して 台数は四一万八八○○台で、前 と、VWブランドの一月の販売 売実績が続いている。 に増加するなど非常に好調な販 太平洋地域では三一・五%増 VWの二月九日の発表による

と急速に伸びており、 体の販売実績は前年比三六%増 でに世界で新たに四万人を雇用 る。中国におけるVWの昨年全 する計画で、うち三万五○○○ 人は中国での採用を予定してい VWでは、今後二〇一八年ま これに対

業員に対して、各人の年間給与 五〇〇ユーロを保障)を支給し の一%に相当する一時金(最低 応するために中国現地での生産 を拡充する方針とみられている。

労使および専門家の反応

W 果で、妥当である」と述べ、V 労働者への支払いを考慮した結 堅調な経営状況と業績を反映し、 Meine) 氏は「今回の労使合意は 果を好意的に捉えている。IG た」と述べた。 上げで合意に達することができ 合はともに納得のいく妥当な賃 Neumann)氏は「会社と労働組 ト・ニューマン (Horst メタルの交渉担当者であるハル の人事責任者であるホルス ムート・マイネ (Hartmut 労使は、ともに今回の交渉結

年間で最も高い二・四%だった。 ユーロ圏のインフレ率は過去二 実績があり、 賃上げよりも高い率で合意した 使交渉では三・六%と、今回の 月末のIGメタル鉄鋼部門の労 る。賃上げについては、昨年九 能性もある」として、今回の賃 賃金抑制の傾向を示している可 上げ合意は、現在進行している ステン・ポライ (Thorsten タルの経済専門家であるトール 上げに若干の懸念を表明してい Polleit)氏は「今回のVWの賃 ただ、バークレイズ・キャピ 一月に発表された

·Gメタルの今後の取り組み

がら他産業で賃上げなどの交渉 続き業績やインフレを考慮しな IGメタルでは、今後も引き

> 年秋から取り組みを強化してい をすすめる予定だが、同時に昨 促進に関する全国キャンペーン GB)や統一サービス産業労組 日には、ドイツ労働総同盟 を入れるとしている。二月二四 広がるかどうかは不明である。 ような動きが他の産業や企業で トとなった。ただ、今後もこの 合側にとって幸先の良いスター 用とすることを発表し、労働組 数千人の非正規労働者を常用 VWやダイムラーでは同日、計 を実施したが、これに呼応して 働者の労働条件向上や均等待遇 る非正規の労働条件向上にも力 (Ver.di) と合同で、非正規労 D

【参考資料】

IGメタルプレスリリース(二月八 日付、二五日付)、Deutsche Welle 欧州労使関係展望オンライン(E IRO) (一月二八日付) (二月八日付)、AFP(二月八日付)

(国際研究部